

テレビドラマを活用した「兵庫テロワール旅」プロモーション業務 仕様書

1 事業概要

兵庫デスティネーションキャンペーン推進協議会は、2023年7月～9月の3ヶ月間、「兵庫テロワール旅」(※1)をテーマにJRグループと連携した「兵庫デスティネーションキャンペーン(以下、「兵庫 DC」という。))を展開し、「兵庫テロワール旅」の普及と兵庫県への観光誘客の促進を図ることとしている。

については、兵庫 DC の重要ターゲットである首都圏をはじめ全国で視聴可能なテレビドラマを活用し、「兵庫テロワール旅」を広く喧伝するとともにそのブランドの強化を図ることとし、この度「テレビドラマを活用した「兵庫テロワール旅」プロモーション業務」(以下、「業務」という。)を委託する者を選定するため、以下のとおり企画提案を公募する。

※1 単に観光地をめぐる物見遊山型の旅行とは異なり、各地域の特色ある「食」や「文化」に触れるとともに、それら文化が何故その地に根付き、引き継がれてきたのかという自然的／文化的背景についても知ることが出来るような、旅行者の知的好奇心を満たし満足度を向上させる仕組みを持った旅

2 業務の名称

テレビドラマを活用した「兵庫テロワール旅」プロモーション業務

3 実施主体

兵庫デスティネーションキャンペーン推進協議会(以下、委託者という)

4 委託費、契約期間

- (1) 委託費 2,750千円以内(消費税込)
- (2) 契約期間 契約日 ～ 2023年11月30日
- (3) 全体スケジュール

期 日	内 容
1月27日	募集開始
2月2日	参加申込締切
2月3日	質問締切
2月6日	提案書提出〆切
2月7日～	提案審査(書類審査)
2月中旬	契約締結、制作開始
2月下旬～	紹介スポット決定
2月下旬～	脚本打合せ
3月上旬～	ロケハン、衣装合わせ
3月～4月	撮影
7月	タイアップ制作ドラマ放送
10月～	ネット配信などに展開(予定)
11月	実績報告

5 業務内容

(1) 「兵庫テロワール旅」とタイアップしたドラマ制作

- ① 「兵庫テロワール旅」のコンセプトと親和性の高いドラマ作品を提案し、タイアップドラマを制作すること
- ② 「兵庫テロワール旅」のコンセプトやブランド戦略を正しく理解し、その魅力を宣する内容とすること
- ③ ドラマは1話30分尺以上のものとし、1話以上をタイアップ制作すること
- ④ タイアップドラマに登場するスポットや内容は委託者と協議の上、決定すること
- ⑤ 脚本・演出・タイトル・字幕等に関しては委託者の意向を聴取し可能な限り反映すること

(2) タイアップ制作したドラマの放送と視聴者の獲得

- ① タイアップ制作したドラマは、令和5年7月に全国へ向けて放送すること
- ② タイアップ制作したドラマがより多くの視聴チャンネルで放送されることを目指し、地上デジタル放送やBS放送、WEB配信など各プラットフォームへの番組販売、営業活動を行うこと
- ③ タイアップ制作したドラマがより多くの視聴者を獲得するために番組宣伝活動を行うこと、またその番組宣伝の内容に「兵庫テロワール旅」タイアップドラマの要素を含ませるよう努めること
- ④ 制作したタイアップドラマの広報活動を委託者が行う場合は、ドラマのサンプル映像、或いは映像から切り出した画像等、広報用素材を委託者に提供すること

【ドラマ制作における留意事項】

- ① 撮影場所、時間等を工夫することとし、必要となる調整及び撮影許認可等の各種手続きは原則、受託者で行うこと
- ② 制作にあたっては、新規撮影を原則とする。適当な映像が撮影できなかった場合等には、受託者が所有している映像や借用映像を使用することも可とするが、手続き等は受託者にて行うこと
- ③ 出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理や、出演料の支払い等の手続きは受託者にて行うこと
- ④ 業務実施にあたり、受託者はデータの漏洩、データの滅失、事故等の予防に十分留意し、業務の信頼性及び安全性の確保に努めること
- ⑤ 本紙に記載のない事項であっても、業務の性質上当然実施しなければならないもの及び業務の遂行に必要な事項はすべて実施するものとし、これを従事者に周知徹底の上、業務遂行に当たること
- ⑥ トラブル発生時には、迅速な対応により回復を図ること
- ⑦ 業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること

6 業務実施上の注意事項

(1) 業務の進捗管理

業務の進め方について、受託者は、委託者と密に協議、連絡調整を行い、適

切なスケジュール管理を行うこと

(2) 業務の履行に関する措置

業務に履行については、委託者の指示に従うこと

(3) 業務完了後の瑕疵

業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする

(4) 機密の保持

受託者は業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする

(5) 個人情報の保護

受託者は、業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない

(6) 第三者の権利侵害の禁止

業務の履行に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。また、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛失等が生じた場合は、責任及び負担において対応し、委託者は責任を負わないものとする

7 著作権・肖像権

受託者は、委託者が提供する映像素材等を除き、成果物が他社の所有権や著作権を侵害しないことを保証し、制作に際しての著作権の許諾など必要な手続きを行うこと。また、撮影する被写体が人物の場合は、肖像権の侵害がないように留意すること。

なお、これらの権利について、第三者と紛争等が生じた場合は、受託者がその責任において対処すること。

ただし、委託者より支給される資料や写真等についてはこの限りではない。

8 再委託の禁止

業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。また、業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を委託者に提出し、書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。なお再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は委託者に対し全ての責任を負うものとする。

9 委託契約の締結

(1) 契約に関する事務は委託者で行う。

(2) 委託者は、選定された事業を提案した事業者等と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加

える場合がある。

- (3) 契約条項は、委託者において示す。
- (4) 契約の相手方となる事業者等は、契約金額が 200 万円を超える場合は、委託者に対して、委託料の10分の1の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に委託者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合において、契約保証金の全部または一部を免除することができる。

10 契約の解除

- (1) 委託契約に記載の条項に違反があったとき、委託者は契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしないもしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。
- (2) 上記(1)により契約を解除した場合、委託者は損害賠償又は違約金を求める場合がある。

11 委託料の支払い

委託料の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、委託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。

12 適正な事業執行に係る留意事項

事業者等は、本事業が委託者との契約に基づく公的事业であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めることとする。